

発 言 通 告 書

発言者氏名	大村洋子
発言の会議	令和3年 6月 2日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、上下水道局長、消防局長、教育長

【件名及び発言の要旨】

Ⅰ 新港ふ頭へのフェリー就航について

この間、2回地域住民の方々から騒音、振動、渋滞、光害への危惧など生活環境への不安の陳情が出された。また、現在、岸壁、野積場を使用している既存事業者の皆さんからも調整が必要との声が上げられ4度情報交換会が開催されたが、溝が深まるばかりの状況となっている。新港ふ頭の使用をめぐるっては、住民、フェリー会社、既存事業者としっかり調整をすることが何より大事であり、それを抜きにして就航など断じてあり得ない。この立場で以下質問する。

- (1) 「新港ふ頭フェリー対策協議会」においては最も影響を受ける埠頭に近いところにお住まいの方々のご意見こそ丁寧に聞き取るべきではないか。また、同時にこの協議会は関心ある方々が傍聴できる透明性も担保されなければならないし、議事録も公開されることが望ましい。名ばかりの協議会設置で、対策・改善のポーズにならずに、実効性ある協議会が機能していかなければならないと考えるが、併せて市長のお考えを伺う。
- (2) 「駐車マス」の前提であるソーラス制限区域の正式決定はいつ行われたのか。それはフェリー会社や既存事業者にいつ伝えられたのか、併せて伺う。

- (3) 市長は2018年12月18日の記者会見でフェリー就航を「第2の開国」とおっしゃっている。この記者会見の前に、地元住民や既存事業者へのお知らせや合意はなされていたのか。
- (4) 市長は昨年9月15日の記者会見で「交渉は決裂したと思っています。」と発言されている。しかし、その後も担当職員は住民とも既存事業者とも調整の努力はしつつ議会へも報告している。市長の発言と現場担当者の対応には乖離があるようだが、どのように理解したらよいのか。そもそも市長はフェリー就航に当たって既存事業者と調整や合意が必要という御認識をお持ちか。「白紙撤回」と言われてしまったことから話合いの余地なしとの御認識か、併せて伺う。
- (5) 昨年9月15日の記者会見の中で市長は「率直に申し上げますと、こちらの認識不足があったように思います。」とおっしゃっている。この「認識不足」とはどのようなことを指すのか。また、その後段で「新日本海フェリーとの契約がございますので」とおっしゃっているが、この「契約」とはどのような契約なのか。新港ふ頭は公共埠頭であり貸与ではなく岸壁使用料や野積場使用料等を頂くという形だ。何かフェリー会社との間で優先的な約束事があるのか、併せて伺う。
- (6) 中央こども園建設の件で職員厚生会館のリノベーションについて伺った際に市職員労働組合と「合意を得ていない中で発表して差し支えないというニュアンスだったのか」と私が尋ねると市長は「家主と入居者の関係ですから」と答弁されたことがある。今回も合意を得ていなくても、新港ふ頭は本市が家主であり、既存事業者は岸壁や野積場を使用している言わば「入居者」であり、今回のケースは「入居者」の変更にすぎないというような判断なのか。
- (7) 「防舷材」が障害になり、自動車の運搬が2月からできない状態になっている既存事業者がいる。市長はこのような状況を御存じか。何の相談もなく防舷材を設置され仕事ができなくなり、休業に追い込まれるというのは権利侵害に当たるのではないか。このような状況を避ける手だてを打つことはできなかったのか。既に不利益を被っている事業者に対して何らかの対応が必要と思うがいかがか、併せて伺う。

- (8) 国土交通省からも計画について説明を求められていると聞いている。既に計画や現状について報告しているのか。どのような内容を報告したのか。国土交通省はなぜ、今になってフェリー就航について計画や現状報告を求めてきたのか、併せて伺う。
- (9) 市長は港湾部を「みなと振興部」と名称変更された。港湾行政を設備管理だけではなく「海洋都市構想」の一環としてにぎわい創出をも念頭に置かれたと思う。であるならば、フェリー就航事業においても丁寧かつ綿密な準備が必要だったと思われる。立場の違う利害関係者への調整や交渉、データ収集のための調査はどのように行われてきたのか。また、この事業は全庁的にどのように共有され、市長はどのような指示をされてきたのか。
- (10) フェリー就航を進めるに当たり、なぜ港湾審議会を開催し広く知見を集める努力をしてこなかったのか。
- (11) このまま、就航ありきで突き進めば、禍根を残しかねない事態となる。この際、7月1日の就航は棚上げにして、振出しに戻って一から真摯に事に当たるべきと思うが、市長の御所見を伺う。

2 土砂災害特別警戒区域いわゆるレッドゾーンに係る公共施設への対応について

ここ数年間、台風、水害、地震、地滑り等によって、日本全国で災害が起きている。本市も山坂が多く、崖地、法面の多い地形ということから、いつ大きな災害に見舞われるとも限らない。神奈川県の土砂災害ハザードマップによれば、本市は土石流 84 か所、急傾斜地の崩壊 1,045 か所が指定されている。

- (1) うわまち病院はレッドゾーンの指定にかかったのか。また、うわまち病院が指定にかかったということならば、現在の安全性を考えて移転する前に手だてを打つ計画はあるのか。
- (2) 本市の公共施設でレッドゾーンに係る施設は何施設と見込んでいるのか。そのうち社会福祉施設、医療施設など特に災害弱者と言われる方々の施設は何施設か。また、上下水道局、消防

局所管の施設についてはいかがか。それら全ての施設に対して何らかの手だては行っているのか、予定はあるのか。市長、上下水道局長、消防局長に伺う。

- (3) 市立学校や幼稚園はいかがか、数と手だてについて教育長に伺う。
- (4) 本市の公共施設とレッドゾーン対策への考え方について市長、上下水道局長、消防局長、教育長にそれぞれ伺う。施設の長寿命化、ダウンサイジング、市立学校の統廃合、FM戦略プランとの関連性も加味して御所見を伺いたい。

3 浦郷弾薬庫の安全性について

浦郷地区には日米の弾薬庫がある。2027年度には米軍の弾薬を搬出入する栈橋が完成する予定という。このような基地機能強化の中で本市住民の安全・安心が担保されるのか。市の姿勢を問う。

- (1) 日米の弾薬庫整備、基地機能強化が進む中で、本市は弾薬庫周辺の住民の生活環境について把握しているのか。把握していなければ把握する必要があると思われるが、いかがか。
- (2) 米軍や自衛隊に改めて弾薬の取扱いについて安全性を確認する必要があると思うが、いかがか。
- (3) 米軍は2027年度の完成を目指して長さ210mの弾薬対応の栈橋整備を進めている。これが完成すれば、弾薬の搬出入作業がさらに増え常態化となり、浦郷地区の危険性が増すのは明らかだ。この際、住民が安心して生活できるようにきっぱりと中止するよう国に求めるべきではないか。